

法学研究科

I 2018年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2018年度大学評価結果総評】(参考)

法学研究科の教育課程の編成・実施方針については、コースワーク科目・リサーチワーク科目の設置、ガイドラインとしての3つのコースが提示され、これらが組み合わせられた実効的な教育が行われている。また、昨年度、研究科として、教授会から独立した質保証委員会が設置されたことは大いに評価される。今後は、この質保証委員会が実質的に機能し、PDCAサイクルを中心に研究科が運営されることが期待される。また、研究科のFD活動をカリキュラムと連動させたFDカリキュラム委員会を設置した点も評価される。これらの活動が実質的にカリキュラムに反映される機能的な委員会となり、他の研究科への導入を勧めることのできる体制が構築されることを期待したい。一方で、昨年度にも指摘されていたが、大学院生の研究指導計画については、大学院生が学位取得までの流れを把握できる計画書が作成され、大学院生に提示されていることが求められている。研究科として指導計画書の作成が望まれる。また、大学院生の多くを占める留学生への支援体制が構築されていることも評価できるが、これらの成果の一つとして、定員充足率の向上が望まれるところである。

【2018年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】

法学研究科においては、2017年に導入されたコースワーク・リサーチワーク制の下で、実効的な教育活動が行われて来ており、教育的効果が徐々に現れつつあると考えられる。2018年度においては、FD活動をカリキュラムと連動させたFDカリキュラム委員会の発足後、計8回にわたり、委員会を開催し、教育課程・教育内容について議論を重ねてきた。その結果、日本語を母語としない留学生向けの専門科目として「リーガル・リサーチ」を設置し、日本の判例・法学文献等の検索や日本語論文の執筆の方法等の基礎の学修を目指す。また、大学院生が学位取得までの流れを把握するための大学院指導計画書の内容について議論を重ね、その結果、2019年3月11日の法学研究科教授会において、「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」および「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン(課程内)」が審議・承認され、大学院要項への掲載や2019年度新入生ガイダンス時の説明等により周知徹底を図った。さらに、法学研究科の入試制度に関しても、他大学における大学院入試制度の内容を参考にして、修士課程の入試における専門科目数の適正化と合理化について検討を行い、その結果、入試制度の改善点として、修士課程(一般)の入試科目を専門科目2科目から1科目に変更することや、修士課程(外国人)の修士単願の入試科目を専門科目1科目に変更し、日本語試験を廃止すること(日本語の能力については専門科目の試験内容に基づいて審査すること)、修士課程(外国人)の研究生との併願を秋入試にも拡大することなどの方策が導入された。法学研究科の2019年度の入学人数は、外国人研修生も含めて計13名と拡大し、特に、修士課程の定員充足率が2018年度の15%から55%に増加した。2018年度の入試制度の改善策により、今後一層、入学人数の増加が見込まれる。

II 自己点検・評価

1 教育課程・学習成果

【2019年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	
①修士課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
※コースワーク、リサーチワークを組み合わせた教育課程の概要を記入。	
<ul style="list-style-type: none"> ・コースワーク科目として、「リーガル・リサーチ」のほか、「法律学原典研究」および「特殊講義」の科目群を設け、外国法研究能力の向上や各専門分野における専門知識の獲得等を図っている。 ・リサーチワーク科目として、「演習」および「論文指導」を開講し、演習では、学生の専門分野と研究内容に沿ったテーマを設定し、学生の調査研究について、報告・質疑応答・討論をすることにより、研究の深化を図る一方、論文指導科目では、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教員が論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。 ・各科目の履修に関しては、指導教員が個別に指導を行うほか、ガイドライン型のコース制を提示することにより、学生の参考となる履修モデルを示している。 	
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。	
・特になし	
②博士後期課程において授業科目を単位化し、修了要件としていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

<p>【根拠資料】 ※「はい」を選択した場合に単位化及び修了要件として設定されていることが確認できる資料を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要項 ・大学院講義概要（シラバス） 	
<p>③博士後期課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。</p>	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>※コースワーク、リサーチワークを組み合わせた教育課程の概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コースワーク科目として「特殊研究」を開講し、学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識を体系的に獲得するための教育を行っている。 ・リサーチワーク科目として「特研演習」を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
<p>④専門分野の高度化に対応した教育内容を提供していますか。</p>	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>※学生に提供されている専門分野の高度化に対応した教育に関し、どのような教育内容が提供されているか概要を記入。</p> <p>【修士】</p> <p>現在、法学研究科に所属している教員はそれぞれの専門領域において高い研究実績を有するものであり、学会や研究会活動への参加、国内研修や在外研究などを通じて、さらに研究内容を進化させ、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。そのうち、特に各種の研究会における判例研究等を通じて、それぞれの専門分野における最新の判例や学説等の動向を把握し、これらを修士課程の授業に反映させることによって、教育の質の向上を図っている。</p> <p>【博士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士課程の教育に関しては、特に国内研修や在外研究などを通じて、諸外国の最新の立法や判例等に関する研究内容を進化させ、これらを博士課程の院生に対する研究指導の中で反映させ、幅広い比較法研究の素養と視野を提供している。 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
<p>⑤大学院教育のグローバル化推進のための取り組みをしていますか。</p>	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>※大学院教育のグローバル化推進のために行っている取り組みの概要を記入。</p> <p>【修士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国を含む諸外国から研修生および修士課程の留学生を積極的に受け入れるべく、入試の科目数の削減などにより入試負担の軽減を図るとともに、在校生には研究の視野を広げるために海外留学を推奨している。 ・カリキュラムにおいては、外国書講読の科目を開講し、諸外国の法制度等に関する内容を取り上げ、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。 ・研究上必要なツールとして、外国法検索データベースの LexisNexis や Juris などを導入しており、適宜、それらのガイダンスを実施するなどして、技術習得の支援も行っている。 <p>【博士】</p> <p>博士課程においても、積極的に外国人留学生を受け入れるべく入試の充実化を図るとともに、博士課程の院生に対しても、研究の視野を広げるために海外留学を推奨している。</p> <p>また、カリキュラムにおいては、論文指導科目において外国法の原典講読を開講し、諸外国の立法や判例等に関する内容を取り上げ、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。</p>	
<p>【2018年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生への支援の充実に関しては、入試科目数を削減するなど入試の負担軽減を図る一方、留学生向けの科目としてリーガル・リサーチを開講し、日本の判例・法学文献等の検索や日本語論文の執筆の方法等の基礎の学修を図った。 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
<p>1.2 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。</p>	
<p>①学生の履修指導を適切に行っていますか。</p>	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>※履修指導の体制および方法を記入。</p> <p>【修士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学研究科法律学専攻においては、院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導している。 	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

<p>・ガイドライン型のコース制のひとつである「高度職業人養成コース」においては、業種ごとに履修モデルを示している。</p>	
<p>【博士】 博士課程においても院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導している。</p>	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・大学院要項 ・Web シラバス</p>	
<p>②研究科（専攻）として研究指導計画を書面で作成し、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>※ここでいう「研究指導計画」とは、事務手続きのスケジュールやシラバス等の個別教員の指導計画を指すのではなく、研究科としての研究指導体制及び研究指導スケジュールをまとめたものを指します（学位取得までのロードマップの明示等）。また、「あらかじめ学生が知ることの状態」とは、HP や要項への掲載、ガイダンスでの配布等が考えられます。</p>	
<p>【修士】 修士課程の大学院生が学位取得までの流れ等を把握するために、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」を作成し、大学院要項に掲載したほか、2019 年度新入生ガイダンス時にも説明を行い、周知徹底を図った。さらに近く大学院 HP に掲載して、広く一般に周知する予定である。</p>	
<p>【博士】 同様に、「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン（課程内）」を作成し、大学院要項に掲載したほか、2019 年度新入生ガイダンス時にも説明を行い、さらに近く大学院 HP に掲載することにより、周知徹底を図った。</p>	
<p>【根拠資料】 ※研究指導計画が掲載された文書・冊子等の名称を記入。 ・大学院要項 ・大学院 HP（近く掲示予定）</p>	
<p>③研究指導計画に基づく研究指導、学位論文指導を行っていますか。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>※組織的な研究指導、学位論文指導の概要を記入。</p>	
<p>【修士】 修士課程の大学院生に対する学位論文指導については、研究指導計画に基づいて、指導教員によるリサーチワーク科目の実施を中心に行っているほか、大学院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組みも行っている。</p>	
<p>【博士】 博士課程の大学院生に対する学位論文指導については、研究指導計画に基づいて、指導教員による論文指導科目の実施を中心に行っているほか、大学院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組みも行っている。</p>	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし</p>	
<p>1.3 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。</p>	
<p>①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。</p>	<p>S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B</p>
<p>※成績評価と単位認定の確認体制及び方法を記入。</p>	
<p>【修士】 ・修士課程の各科目の成績評価方法については、シラバスにおいて明示し、教員相互及び大学院生が適切性を判断できるようにしている。 ・各科目の評価自体は各教員に任されているものの、特に受講者の到達度が高い院生には A+ 評価をする一方、到達度の低い院生には B 以下という厳しい評価をする場合もあり、成績評価および単位認定は適切に行われている。</p>	
<p>【博士】 ・博士課程の各科目の成績評価方法については、シラバスにおいて明示し、教員相互及び大学院生が適切性を判断できるようにしている。 ・各科目の評価自体は各教員に任されているものの、特に受講者の到達度が高い院生には A+ 評価をする一方、到達度の低い院生には B 以下という厳しい評価をする場合もあり、成績評価および単位認定は適切に行われている。</p>	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p>	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。

・特になし	
②学位論文審査基準を明らかにし、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>※学位論文審査基準の名称及び明示方法を記入。</p> <p>【修士】</p> <p>・既に 2017 年度に「リサーチ・ペーパー」含めた修士学位の審査基準が策定され、これを大学院棟の大学院生向け掲示板に掲示して公開してきたが、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」作成する際に、修士学位審査基準も取り入れ、現在、大学院要項に掲載しているほか、近く大学院 HP に掲載する予定である。</p> <p>【博士】</p> <p>・既に 2017 年度に「リサーチ・ペーパー」含めた博士学位の審査基準が策定され、これを大学院棟の大学院生向け掲示板に掲示して公開してきたが、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン」作成する際に、博士学位審査基準も取り入れ、現在、大学院要項に掲載しているほか、近く大学院 HP に掲載する予定である。</p> <p>【根拠資料】 ※学位論文審査基準にあたる文書の名称を記入。また、冊子等に掲載し公表している場合にはその名称を記入。</p> <p>・「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」</p> <p>・「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン（課程内）」</p>	
③学位授与状況（学位授与者数・学位授与率・学位取得までの年限等）を把握していますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>※箇条書きで記入※データの把握主体・把握方法、データの種類等を記入。</p> <p>・法学研究科教授会において、指導教員や学位論文審査委員からの情報提供のほか、大学院事務課とも連携して、学位授与状況のデータを取得し、学位授与者数や学位取得年限等を把握している。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・特になし</p>	
④学位の水準を保つための取り組みを行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p>※取り組み概要を記入。</p> <p>【修士】</p> <p>修士学位論文の審査については、論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、修士学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、修士学位授与の可否が判定されている。</p> <p>【博士】</p> <p>博士学位論文の審査についても、論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、博士学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、博士学位授与の可否が判定されている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>特になし</p>	
⑤学位授与に係る責任体制及び手続を明らかにし、適切な学位の授与が行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p>※責任体制及び手続等の概要を記入。ただし、博士については、学位規則のとおりに行われている場合には概要の記入は不要とし、「学位規則のとおり」と記入。</p> <p>【修士】</p> <p>修士の学位授与に関しては、法政大学学位規則（規定第 105 号）11 条 1 項が、「修士論文の審査及び最終試験は、それぞれの研究科教授会（又は、専攻会議）が行い、課程修了者の可否は、研究科長会議の議を経て総長が決定する。」と規定しており、法学研究科もこれを前提に審査等を行っている。</p> <p>具体的には、法学研究科教授会において審査を担当する主査 1 名及び副査 2 名を選出し（うち 1 名に必ず研究科長（専攻主任）又は専攻副主任が入ることにより、全体としての審査の整合性・公正性を担保している）、この 3 名の審査委員により論文審査、口述審査及び可否判定が行われる。判定結果については主査が後に研究科教授会に報告し、研究科教授会として最終的にこれを審議・承認するという体制をとっている。</p> <p>【博士】</p> <p>学位規則どおり。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・法政大学学位規則（規定第 105 号）</p>	

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

⑥学生の就職・進学状況を研究科（専攻）単位で把握していますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>※データの把握主体・把握方法、データの種類等を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院修了者の進路状況については、修了時の調査や各指導教員からの情報提供により把握している。 ・修了生は、各自の状況をキャリアセンターに報告することとされている。 <p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
1.4 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	
①分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p>※取り組みの概要を記入。</p> <p>【修士】</p> <p>法学研究科では、学習成果を測定するための重要な指標として、修士学位論文審査基準において示されている修士学位授与基準を満たすのに必要な専門知識の習得を適切に設定している。また、各分野の特性に応じた学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。科目ごとの成績評価においては、シラバスで科目ごとに専門性に配慮した適切な到達目標が設定され、それに基づき厳正に評価がなされている。また、修士学位論文審査においては、研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名のうち、少なくとも1名は、審査対象論文のテーマの審査に相応しい者が選出されている。</p> <p>【博士】</p> <p>法学研究科では、学習成果を測定するための重要な指標として、博士学位論文審査基準において示されている修士学位授与基準を満たすのに必要な専門知識の習得を適切に設定している。また、各分野の特性に応じた学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。科目ごとの成績評価においては、シラバスで科目ごとに専門性に配慮した適切な到達目標が設定され、それに基づき厳正に評価がなされている。また、博士学位論文審査においては、研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名のうち、少なくとも1名は、審査対象論文のテーマの審査に相応しい者が選出されている。</p> <p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
②具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p>※取り組みの概要を記入。取り組み例：アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学習成果の測定を目的とした学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、習熟度達成テストや大学評価室卒業生アンケートの活用状況等。</p> <p>【修士】</p> <p>法学研究科では、修士課程の院生に対する学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。また、修士学位論文審査は、複数の審査委員による論文審査及び口述審査により実施され、修士学位に相当するか否かが判断・判定される。その結果は、研究科教授会に報告され、修士学位授与について審議がなされる。</p> <p>【博士】</p> <p>法学研究科では、博士課程の院生に対する学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と博士学位論文審査の際に行っている。また、博士学位論文審査は、複数の審査委員による論文審査及び口述審査により実施され、博士学位に相当するか否かが判断・判定される。その結果は、研究科教授会に報告され、博士学位授与について審議がなされる。</p> <p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
1.5 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	
①学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p>※検証体制および方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入。</p> <p>【修士】</p> <p>法学研究科では、通常月2回程度、研究科教授会を開催し、修士の教育課程とその内容・方法の適切性について点検・評価を行っている。その結果を踏まえて、次年度の修士課程の「開設科目や教育内容・方法等について検討を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証も行っている。</p>	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

【博士】	
<p>法学研究科では、通常月 2 回程度、研究科教授会を開催し、修士の教育課程とその内容・方法の適切性について点検・評価を行っている。その結果を踏まえて、次年度の修士課程の「開設科目や教育内容・方法等について検討を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証も行っている。</p>	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。	
・特になし	
②学生による授業改善アンケート結果を組織的に利用していますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>※取り組みの概要を記入。</p> <p>・法学研究科教授会において、「学生による授業改善アンケート」を回覧し、その結果を共有している。アンケートの結果をふまえ、授業における院生の取組や習熟度、学位論文執筆状況などの情報も共有しながら、改善の必要性の有無及び具体的な方策などについて検討している。</p>	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。	
・特になし	

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
<ul style="list-style-type: none"> ・法学研究科の目標設定等については、教授会から独立した委員会として質保証委員会が組織されており、教員相互の検証が可能な仕組みが整備されている。 ・FD およびカリキュラムを一体として検証ができる仕組みとして、FD カリキュラム委員会を設置し、法学研究科の目標設定等について多角的に検証している。 ・法学研究科の修士課程では、ガイドライン型のコース制を提示しており、学生の自主性を尊重しながら、将来のキャリア形成に資する科目履修等の指導を行っている。 	1. 2③

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・なし	

2 教員・教員組織

【2019年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

2.1 教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげているか。	
①研究科（専攻）独自のFD活動は適切に行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>【FD活動を行なうための体制】 ※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度までは下記のようにFD活動を展開した。 ・「学生による授業改善アンケート」を実施し、高い授業評価を維持するよう研究科教授会で結果を共有しつつ議論している。 ・FDおよびカリキュラムを一体として検証ができる仕組みとして、FDカリキュラム委員会を設置し、法学研究科の目標設定等について多角的に検証する仕組みのほか、FD活動を展開する制度的枠組みを構築した。 ・FDカリキュラム委員会を計8回開催し、留学生向け日本語科目の設置方針への対応や、留学生向けの「リーガル・リサーチ」科目の設置などについて議論を重ねた。 <p>【2018年度のFD活動の実績（開催日、場所、テーマ、内容（概要）、参加人数等）】 ※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回FDカリキュラム委員会：2018年6月4日（月）13:30～14:00 場所：80年館7階角会議室 テーマ：①今年度の課題について②意見交換 参加人数：8人 ・第2回FDカリキュラム委員会：6月18日（月）13:00～13:30 場所：80年館7階角会議室議題 テーマ：①大学院共通科目として留学生向け日本語科目の設置、②留学生向け「リーガル・リサーチ（仮）」科目につい 	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

て

参加人数：6人

- ・第3回FDカリキュラム委員会：7月23日（月）13：00～13：40

場所：80年館7階角会議室

テーマ：①大学院共通科目として留学生向け日本語科目の設置について ②留学生向け「リーガル・リサーチ（仮）」科目のシラバス案について

参加人数：8人

- ・第4回FDカリキュラム委員会：12月3日（月）13：15～14：00

場所：80年館7階角会議室

テーマ：その他

参加人数：5人

- ・第5回FDカリキュラム委員会：2019年1月22日（月）13：00～14：10

場所：BT26階・A会議室

テーマ：①大学院指導計画（学位取得のためのガイドライン）の案について ②その他

参加人数：7人

- ・第6回FDカリキュラム委員会：2月4日（月）13：15～14：10

場所：80年館7階角会議室

テーマ：①大学院指導計画（学位取得のためのガイドライン）の第2案について ②大学院入試改革について

参加人数：8人

- ・第7回FDカリキュラム委員会：2月25日（月）13：15～14：25

場所：80年館7階角会議室

テーマ：大学院入試改革（入試時間、専門科目の最低合格ライン、学科内推薦試験、入試の際の六法使用）についての再検討 参加人数：8人

- ・第8回FDカリキュラム委員会：3月11日（月）13：00～14：10

場所：80年館7階角会議室

テーマ：大学院入試制度改革（入試時間、専門科目の最低合格ライン、学科内推薦試験、入試の際の六法使用）についての再度検討。以下の内容が審議され、決定された。

- ・修士課程（一般）の入試科目の変更（専門科目の2科目→1科目）
- ・修士課程（外国人）の単願の入試科目の変更（日本語の廃止）
- ・日本語能力については専門科目の解答の中で審査することを入試要項で明確にする。
- ・修士課程（外国人）の研究生との併願を秋季入試にも拡大
- ・併願する場合には従来通り日本語を受験する必要がある。
- ・博士後期課程の外国語の試験時間帯の変更（10：00～13：00）
- ・法律専門科目の六法参照可化（指定のものに限る）
- ・専門科目により、六法参照可とする。参照できる六法は、①有斐閣「六法全書」、②有斐閣「ポケット六法」、③三省堂「デイリー六法」、④三省堂「基本六法」、⑤信山社「法学六法」に限ることとする（発行年度は問わない）。

参加人数：7人

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・FDカリキュラム委員会議事録

②研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための方策を講じていますか。

S A B

※取り組みの概要を記入。

- ・昨年度と同様、引き続き学部教授会において決定した方策（法学志林掲載や学術研究データベースの毎年の更新）に則って、研究成果の公表や業績に関する情報公開を促している。
- ・法学部のルールに基づき、国内外における研究・研修の機会が確保されている。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・<https://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/201306271550.html>（法学志林）
- ・<http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>（学術研究データベース）

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・FD カリキュラム委員会を開催し、多角的な視点から法学研究科の課題を検証する態勢が整っている。	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

III 2018 年度中期目標・年度目標達成状況報告書

No	評価基準	理念・目的	
1	中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。	
	年度目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築の検討をする中で、その妥当性の検証を行う。	
	達成指標	FD カリキュラム委員会で外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築の検討する際に、少なくとも1回は理念・目的との整合性を検討する。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	S
		理由	2019年度より、日本語を母語としない留学生向けの「リーガル・リサーチ」科目を設置することになった。これに伴い、3つのポリシー変更作業を行った。その経過の中で、理念・目的の検証を行った。
		改善策	特になし
質保証委員会による点検・評価			
所見		「リーガル・リサーチ」科目の設置に伴い理念・目的の検証が実施されたことは、必要に応じた妥当性の検討であり、大いに評価できる。	
改善のための提言	特にないが、今後も同様に不断の検証を図ることが肝要である。		
No	評価基準	内部質保証	
2	中期目標	質保証委員会（2017年度より研究科教授会から独立）を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。	
	年度目標	質保証委員会の課題について確認する。	
	達成指標	法学研究科長が、2017年度質保証委員会委員長にヒアリングを実施して質保証委員会の課題を聴取し、これを法学研究科教授会で共有する。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	2019/1/29 16:00～18:30に、法学研究科長と2017年度質保証委員会委員長が面談を行い、質保証委員会の課題について意見交換を行った。いくつかの課題について指摘がなされた。
		改善策	指摘された課題について、その具体的対応策を検討する機会を設ける。
質保証委員会による点検・評価			
所見		質保証委員会の課題の聴取と研究科教授会での共有が実施されたことは望ましい事柄であり、評価できる。	
改善のための提言	質保証委員会が独立した組織として構成されている以上、その課題等についても、質保証委員会自身によって検討されるのが、本来望ましいといえよう。各年度の質保証委員会が、なるべく早期に会合を持ち、前年度から認識されている課題等について、自主的に議論を		

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

			行うことが期待される。	
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】		
3	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。		
	年度目標	外国人留学生および社会人向け入試制度改革について、FDカリキュラム委員会および研究科教授会で議論する。		
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会で確認する。		
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価		
		自己評価	A	
		理由	2018年度中、FDカリキュラム委員会を8回開催した。入試時間の短縮等について検討した。	
		改善策	社会人向け入試改革について検討する。	
質保証委員会による点検・評価				
所見		FDカリキュラム委員会が頻繁に開催され、「リーガル・リサーチ」科目が新設されるなど、外国人留学生向けのカリキュラム改革が議論・実施されたことは大いに評価できる。		
改善のための提言	時間不足で議論しきれなかった社会人向けカリキュラム及び入試制度に関して議論を進めること、また、今年度の改革の影響について検証を行うことが望まれる。			
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】		
4	中期目標	外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。		
	年度目標	外国人向け日本語法文学文献講読科目等の導入について、FDカリキュラム委員会で検討する。		
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の結論を得る。		
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価		
		自己評価	S	
		理由	2018年度中、FDカリキュラム委員会を8回開催した。2019年度より、日本語を母語としない留学生向けに、日本の判例・法学文献等の検索や、日本語論文の執筆方法の基礎の学修を目的とした「リーガル・リサーチ」科目を設置することになった。	
		改善策	特になし	
質保証委員会による点検・評価				
所見		FDカリキュラム委員会が頻繁に開催され、「リーガル・リサーチ」科目が新設されるに至ったことは大いに評価できる。		
改善のための提言	特にないが、新設された「リーガル・リサーチ」科目の運用実態を把握し、必要があれば改善を施していくことが、今後必要となると思われる。			
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】		
5	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果の測定方法及び学位授与の基準への影響について検討を進める。		
	年度目標	本学と同様に外国人留学生および社会人向けカリキュラムを有する他研究科および他大学院の制度の状況を把握する。		
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、他研究科・他大学院の制度との比較検討をする。		
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価		
		自己評価	A	
		理由	2018年度中、FDカリキュラム委員会を8回開催した。留学生向けのカリキュラムを検討する際に、他の研究科および他大学の制度を検討した。	
		改善策	社会人向けカリキュラム、およびそれと連動した入試改革について検討する。	
質保証委員会による点検・評価				
所見		留学生カリキュラムの検討に際し、他研究科・他大学の制度との比較内容が研究科教授会		

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

			において共有されたことは評価できる。	
		改善のための提言	同様の比較検討を社会人向けカリキュラムについても実施することが望ましい。また、「学び直し」を本研究科の教育・研究の目的・理念との関係でどのように位置付けるべきかも議論する必要がある。	
No		評価基準	学生の受け入れ	
6		中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める。	
		年度目標	外国人留学生および社会人向け入試制度のあり方について、FD カリキュラム委員会および研究科教授会で議論する。	
		達成指標	FD カリキュラム委員会を年 4 回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会で確認する。	
	年度末報告		教授会執行部による点検・評価	
			自己評価	S
			理由	2018 年度中、FD カリキュラム委員会を 8 回開催した。 博士後期課程の入試科目数の妥当性、研修生から修士課程へ接続について議論した。
			改善策	特になし
		質保証委員会による点検・評価		
	所見	FD カリキュラム委員会が頻繁に開催され、入試のあり方（時間短縮）について議論がなされ、改革の実施に至ったことは大いに評価できる。		
	改善のための提言	特にないが、今年度の改革の成果を検証・把握することが望まれる。		
No		評価基準	教員・教員組織	
7		中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、それに必要な教員側の体制について検討する。	
		年度目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラムに必要な教員像について議論する。	
		達成指標	FD カリキュラム委員会を年 4 回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会で確認する。	
	年度末報告		教授会執行部による点検・評価	
			自己評価	S
			理由	2018 年度中、FD カリキュラム委員会を 8 回開催した。 年度目標にしたがい、FD カリキュラム委員会および法学研究科教授会において「求められる教員像および教員組織の編制方針」の変更について検討し、2018 年 12 月 3 日の研究科教授会において、変更案が承認された。
			改善策	特になし
		質保証委員会による点検・評価		
	所見	FD カリキュラム委員会及び研究科教授会において必要な議論が行われ、適切な対応が図られたことは大いに評価できる。		
	改善のための提言	特になし。		
No		評価基準	学生支援	
8		中期目標	大学院生の生活支援のあり方について検討する。	
		年度目標	法学研究科に所属する大学院生の代表である専攻委員長と会談の機会を持ち、大学院生のニーズを把握する。	
		達成指標	専攻委員長との面談内容をまとめ、法学研究科教授会内で共有する。	
	年度末報告		教授会執行部による点検・評価	
			自己評価	S
	理由	2018 年 7 月 26 日に、研究科長と大学院生の代表である法律学専攻委員長ほか 5 名の大学		

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「S・A・B」は、前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。

		院生との間で意見交換を行った。聴取した大学院生の課題については、2018年10月1日の研究科教授会において共有された。
	改善策	特になし
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	年度目標に掲げられたとおりに院生代表たる専攻委員長ほかとの会談の場が持たれ、意見聴取が実施され、その内容が研究科教授会にフィードバックされたことは大いに評価できる。
	改善のための提言	特になし。
No	評価基準	社会連携・社会貢献
9	中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献の方策を検討する。
	年度目標	社会貢献に関する他研究科および他大学院の実例を調査する。
	達成指標	研究科長が、他研究科および他大学院の動向を調査し、これを研究科教授会で共有する。
	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	研究科長が他大学の動向等を調査し、2019年2月25日の研究科教授会でこの情報を共有した。
	改善策	十分な知見を得られなかった。今後も継続して調査する必要がある。
年度末報告	質保証委員会による点検・評価	
	所見	研究科長による他研究科・他大学院の動向調査が実施され、情報が共有されたことは一定程度評価できる。
	改善のための提言	法学研究科単体での社会貢献・社会連携というのはなかなか難しい面もあるように思われる。法学部との連携、あるいは他研究科との連携といったことも、必要に応じて検討すべきであろう。
【重点目標】		
外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を最も重視する。あわせて、必要な現行入試制度の見直し作業も行う。研究科長とFDカリキュラム委員長による連携のもと、FDカリキュラム委員会における議論を活発に行うことによって、目標達成を担保させる。		
【年度目標達成状況総括】		
外国人留学生にフォーカスしたカリキュラム改革、入試改革については一定の成果を出すことができた。一方、学び直しを目的とした社会人大学院生向けのカリキュラム改革等は、活発に議論されたものの十分な成果が得られなかった。今後も継続して議論をする必要がある。		

IV 2019年度中期目標・年度目標

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。
	年度目標	外国人留学生と学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および現行入試制度の見なおしに関する議論を進める中で、理念・目的の妥当性の検討を行う。
	達成指標	FDカリキュラム委員会において外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および現行入試制度の見なおしに関する議論の中で、少なくとも1回以上理念・目的との整合性について検討する。
No	評価基準	内部質保証
2	中期目標	質保証委員会（2017年度より研究科教授会から独立）を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。
	年度目標	質保証委員会の機能を実効的に発揮させるための具体的な課題を設定し、解決策を探る。
	達成指標	法学研究科長が質保証委員会から課題への具体的な取り組みを聴取し、法学研究科教授会で共有する。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】
3	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生のニーズに対応したカリキュラムを構築するうえでの具体的な課題を設定し、解決策を探る。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、改善すべきカリキュラム上の課題について解決策を打ち出し、研究科教授会で審議・確定する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
4	中期目標	外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。
	年度目標	外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築するうえでの課題を見つけ出し、具体的な解決策を検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、他大学・他研究科の外国人留学生向けの教育方法の実践例を参考にしながら具体的な検討を行う。
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】
5	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果の測定方法及び学位授与の基準への影響について検討を進める。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果を測定するための具体的な方法等について検討を進める。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、他大学・他研究科の実践例を参考にしながら具体的な教育成果の測定方法等について検討を行う。
No	評価基準	学生の受け入れ
6	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度における問題点を洗い出して、制度の改革の議論を進める。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、現行入試制度における問題点について具体的な解決策を検討し、研究科教授会において審議・確定する。
No	評価基準	教員・教員組織
7	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、それに必要な教員側の体制について検討する。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員側の体制のあり方について、具体的な方策を検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会において審議・確定する。
No	評価基準	学生支援
8	中期目標	大学院生の生活支援のあり方について検討する。
	年度目標	法学研究科の大学院生の代表である法律専攻委員長と会談を行い、大学院生の生活支援へのニーズとそれに応えるための具体的な方策について検討を行う。
	達成指標	法律学専攻長との面談の結果を踏まえて、法学研究科教授会内で共有する。
No	評価基準	社会連携・社会貢献
9	中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献の方策を検討する。
	年度目標	社会貢献に関する他大学・他研究課の取組みと実践例を調査し、それを参考に具体的な方策を検討する。
	達成指標	研究科長が他大学・他研究課の取組みと実践例を調査し、具体的な方策について研究科教授会において共有する。
【重点目標】		
学生の受け入れに関して、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度における問題点を洗い出して、制度の改革の議論を進める。具体的な施策等としては、FDカリキュラム委員会を		

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

年4回以上開催して、現行入試制度における問題点について具体的な解決策を検討し、研究科教授会において審議・確定することとする。

V 大学評価報告書

2018年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価

法学研究科の教育課程の編成・実施方針には、2017年度から導入されたコースワーク科目、リサーチワーク科目とガイドラインのための3コース制が提示され、効果的な教育が実施されている。2018年度に発足したFDカリキュラム委員会が計8回開催され、教育課程・教育内容に関して新たな取り組みが導入された。日本語を母語としない留学生向けの科目「リーガル・リサーチ」が設置され、文献検索や論文作成などの基礎の学修を目指している。さらに大学院生が修士学位と博士学位（課程内）取得までの流れを把握するための研究指導計画である「ガイドライン」が作成され、大学院要項やガイダンスにより周知徹底されたことは、いずれも大学院生の学習、研究計画に資するところが大きく、高く評価できる。また修士課程の入試制度改革により、2019年度の入学者数が増加し、外国人研修生も含めて修士課程の定員充足率が2018年度の15%から55%に向上したことは評価できる。この改善策により、今後一層、入学者数が増加することが期待される。

1 教育課程・学習成果の評価

①教育課程・教育内容に関すること

法学研究科修士課程では、コースワーク科目で専門知識の獲得等を図るとともに、リサーチワーク科目の「演習」「論文指導」で報告・討論、論文指導を組み合わせることにより適切に教育が行われている。博士後期課程においても、コースワーク科目とリサーチワーク科目が開講され、また授業科目を単位化するとともに修了要件とされている。各教員の専門領域における高い研究実績に加え、学会、在外研究などを通じて研究内容を進化させ、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。大学院教育のグローバル化推進については、諸外国から研修生および留学生を受け入れるための修士課程の入試改革や、留学生向けの科目「リーガル・リサーチ」の新設など積極的な取り組みは高く評価できる。カリキュラムにおいても、外国書講読科目の開講、海外留学の推奨など、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。

②教育方法に関すること

法学研究科では、大学院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導が行われている。ガイドラインのコース制のひとつである「高度職業人養成コース」において、職種別に履修モデルを示していることは評価できる。学位取得までの流れ等を把握するために、研究指導計画である法学研究科「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン（課程内）」を作成し、学生に周知徹底している。大学院生に対する学位論文指導については、研究指導計画に基づいて、指導教員によるリサーチワーク科目の実施を中心に行われているほか、大学院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組みが適切に行われている。

③学習成果・教育改善に関すること

法学研究科における各科目の成績評価方法についてはシラバスにおいて明示し、教員相互及び大学院生が適切性を判断することができ、成績評価と単位認定は適切に行われている。学位論文審査基準については、2017年度に「リサーチ・ペーパー」を含めた審査基準が策定・公開されており、2019年度から修士課程・博士後期課程それぞれについて「学位取得のためのガイドライン」が作成・公開されている。また学位の水準を保つために複数の委員と研究科教授会が慎重に審議を重ねたうえで学位授与の可否が判定されており、学位授与に係る責任体制及び手続は法政大学学位規則の規定に従って、審査の整合性・公正性を担保し適正に行われている。学位授与者数、学位取得年限、大学院修了者の進路状況は修了時調査等により把握している。分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の設定と取り組みについては、専門性に配慮した到達目標が適切に設定され、それに沿って成績評価と学位論文審査が厳正に行われている。研究科教授会において学習成果を定期的に検証し、教育課程及び内容、方法の改善・向上の取り組みが行われている。「学生による授業改善アンケート」については、研究科教授会で回覧を行い、その結果を共有している。

2 教員・教員組織の評価

FDおよびカリキュラムを一体として検証ができる仕組みとして、FDカリキュラム委員会を設置し、法学研究科の目標設定等について多角的に検証する仕組みのほか、FD活動を展開する制度的枠組みが構築されている。FDカリキュラム委員会を計8回開催し、留学生向け日本語科目の設置方針への対応や、留学生向けの「リーガル・リサーチ」科目の設置などについて議論が行われており、研究科内のFD活動は適切に行われていると評価できる。

研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための方策については、法学志林掲載や学術研究データベース

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

<p>スの毎年の更新、国内外における研究・研修の機会の確保という形で行われている。</p>
<p>2018 年度目標の達成状況に関する所見</p> <p>法学研究科における 2018 年度の年度目標に対する自己評価は S または A となっており、所期の目的は概ね達成されたものと評価できる。</p> <p>2018 年度に発足した FD カリキュラム委員会が計 8 回にわたり委員会を開催され、留学生向けの日本語科目の設置、留学生向け「リーガル・リサーチ」科目の設置、大学院指導計画（学位取得のためのガイドライン）の作成、大学院入試改革（修士課程の入試科目の中の専門科目を 2 科目から 1 科目へ、修士課程（外国人）の単願の入試科目の中で日本語の廃止等）が行われた。外国人留学生にフォーカスしたカリキュラム改革、入試改革については一定の成果を出されていることは大いに評価できる。一方、学び直しを目的とした社会人大学院生向けのカリキュラム及び入試改革等については今後の成果に期待したい。</p>
<p>2019 年度中期・年度目標に関する所見</p> <p>法学研究科における 2019 年度の中期目標、年度目標及び達成指標は概ね適切に設定されている。重点目標については、昨年度の改革で不十分な点について、さらに継続して改革するという適切な目標設定で、具体性もあり、評価できる。</p>
<p>法令要件及びその他基礎的要件等の遵守状況</p> <p>2019 年度における法学研究科修士課程の収容定員に対する学生数比率が 0.43 と低いので改善が望まれる。</p>
<p>総評</p> <p>法学研究科のカリキュラムについては、修士課程・博士後期課程でコースワーク科目、リサーチワーク科目が設けられている点、ガイドライン型のコース制として「研究者養成コース」、「高度職業人養成コース」、「特定課題研究コース」の 3 コースが設けられている点、「高度職業人養成コース」においては業種別に履修モデルが設けられている点など、受講生のニーズに沿ったカリキュラム編成がなされていると考えられる。また 2018 年度に発足した FD カリキュラム委員会で、グローバル化、社会人学生のニーズに対応するべく、活発な入試制度等の改革が行われていることは高く評価できる。内容としては留学生向けの日本語科目の設置、留学生向け「リーガル・リサーチ」科目の設置、研究指導計画（学位取得のためのガイドライン）の作成、大学院入試改革（修士課程の入試科目の中の専門科目を 2 科目から 1 科目へ、修士課程（外国人）の単願の入試科目の中で日本語の廃止等）である。2019 年度の入学者数は、外国人研修生も含めて計 13 名と拡大し、修士課程の定員充足率が 2018 年度の 15% から 55% に増加しており、評価できる。大学院における法学研究科の特殊事情を踏まえ、引き続き、正規大学院生のみでの定員充足に向けて、取り組みを継続いただきたい。また、社会人大学院生向けのカリキュラム及び入試改革については今後の進展を期待したい。</p>

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「S・A・B」は、前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。